

民生福祉常任委員会記録
(議案分)

令和元年6月14日

【開催日】 令和元年6月14日

【開催場所】 第2委員会室

【開会・散会時間】 午前10時～午後1時35分

【出席委員】

委員長	吉永美子	副委員長	山田伸幸
委員	大井淳一朗	委員	水津治
委員	杉本保喜	委員	松尾数則
委員	矢田松夫		

【欠席委員】 なし

【委員外出席議員等】

議長	小野泰		
----	-----	--	--

【執行部出席者】

福祉部長	兼本裕子	福祉部次長兼子育て支援課長	川崎浩美
福祉部次長兼社会福祉課長	岩佐清彦	高齢福祉課長	麻野秀明
高齢福祉課技監	河野静恵	高齢福祉課課長補佐	河田圭司
高齢福祉課主査	篠原紀子	高齢福祉課主査兼地域包括支援センター長	荒川智美
高齢福祉課高齢福祉係長	古谷雅俊	高齢福祉課介護保険係長	藤永一徳
子育て支援課課長補佐	別府隆行	国保年金課長	梅田智幸
国保年金課課長補佐	石橋啓介	国保年金課主査兼特定健診係長	石井尚子
国保年金課主査兼国保係長	伊藤佳和子	国保年金課収納係長	山田幸生

【事務局出席者】

事務局長	沼口宏	議会事務局主査	島津克則
------	-----	---------	------

【付議事項】

- 1 議案第53号 令和元年度山陽小野田市介護保険特別会計補正予算（第1回）について（高齢）
- 2 所管事務調査 令和元年度国保料率について（国保）
- 3 所管事務調査 山陽地区保育所建設について（子育て）
- 4 閉会中の継続調査事項について

午前10時 開会

吉永美子委員長 おはようございます。ただいまより民生福祉常任委員会を開会します。皆様のお手元に審査日程表が配布されているかと思えます。

この審査内容の順に審査を行いますので、議事運営に御協力をお願いします。まず、議案第53号、令和元年度山陽小野田市介護保険特別会計補正予算（第1回）について審査を行います。執行部の御説明をお願いします。

麻野高齢福祉課長 それでは、議案第53号、介護保険特別会計補正予算（第1回）について御説明します。5、6ページをお開きください。まず、歳出につきましては、1款1項1目一般管理費、13節委託料のシステム改修委託料152万9,000円は令和元年度の介護報酬改定に伴うシステム改修に要する経費です。今回の介護報酬の改定につきましては、令和元年10月から実施されるもので、主として消費税率の引上げに伴う単価の改定や、勤続年数10年以上の介護福祉士について、月額平均8万円相当の処遇改善を行うことを目的とした介護職員等の処遇改善加算の改定が行われるものです。この詳細が平成31年2月末に決定され、報酬の支払事務を行う国保連合会との情報連携の仕様が年度末に示されたことから、このたび補正するものです。次に、5款1項3目償還金、23節償還金、利子及び割引料の償還金601万3,000円は、平成30年度の精算により超過交付となった地域支援事業費に係る診療報酬支払基金交付金の返還に伴うものです。続きまして、同じページの上の段を御覧ください。歳入につきましては、4款1項1目介護給付費交付金、2節過年度分の介護給付費交付金555万1,000円は、平成30年度の精算により不足となった介護給付費に係る診療報酬支払基金交付金の追加交付に伴うものです。7款1項3目その他一般会計繰入金、1節事務費等繰入金の199万1,000円は、先ほど御説明しましたシステム改修及び精算に伴う返還に関する財源として、一般会計からの繰入れを行うものです。なお、この繰入金のうち、償還金に関するものにつきましては、例年どおり9月定例会において介護保険特別会計の決算認定に係る議決を頂いた後に、12月定例会において補正予算を提出させていただき、一般会計からの繰入金の精算を行うこととしております。また、システム改修に要する委託料につきましては、現在、国の事務費交付金について県を通じて問合せをしているところであり、引続き財源の確保に努めていきたいと考えております。以上がこのたびの補正予算の内容となります。御審査のほどよろしく申し上げます。

吉永美子委員長 執行部の説明が終わりましたので、まず5、6ページ、歳出

全般で御質疑があればお願いします。

杉本保喜議員 このたび介護福祉士に追加分というような格好で出されたということなんですけれど、対象者は何人ですか。

篠原高齢福祉課主査 個人の特定はしていないんですが、事業所で言いますと地域密着型介護事業所で83.3%、総合事業の事業所で86.6%が取得可能となっていますが、それを取るか取らないかは事業所の判断になります。

山田伸幸副委員長 今の説明では、個人は特定しないということですけど、資格としては10年以上介護福祉士として勤務した者というのが対象だと思うんですが、今言われた86.6パーセントと83.3パーセントが取得可能というんですけれど、これについては取得されないという例はあるんですか。

篠原高齢福祉課主査 処遇改善加算がⅠからⅤまであるんですけれど、そのⅠ、Ⅱ、Ⅲを取得している事業所が対象となります。それを取ることによって利用者の負担も増加することが考えられるので、その辺で取得されない事業所も出てくるかと思えます。

山田伸幸副委員長 今の説明でなかなか分からなかったんですけれど、要するにこの取得加算を得たら利用者の負担も上がるということは、報酬の高い介護士さんがいるということで、その分が利用料として跳ね返っていくということなんですか。

篠原高齢福祉課主査 はい、利用料としてその負担割合に応じて、現在1割から3割負担になっていますが、1割負担の方に関しては1割負担していただくようになります。

山田伸幸副委員長 今の話からするとデイサービスが対象になるんですか。そういう事業所が主だということでしょうか。

篠原高齢福祉課主査 介護職の方がいる事業所が対象になりますので、例えばデイサービスとか訪問介護とか入所の施設の事業所が対象になりますが、

例えば訪問看護とか訪問リハビリテーションとか介護職が足りないところは対象にならないです。

山田伸幸副委員長 実際にこの利用料が上がるということなんですけど、金額にしたらどのぐらいになるんですか。1日当たりでもいいですが。

藤永高齢福祉課介護保険係長 今回の加算につきましてはサービスの利用ごとに加算の率が決まっておりますので、一律に金額というのは難しいんですけども、例えば訪問介護であれば、今回の特別処遇改善加算については加算1と加算2がありまして、サービス利用料に加算減算等を行った後に特定処遇改善加算率として加算1であれば6.3%、加算2であれば4.2%が追加される形になりますので、金額としてはお示しができない部分になります。

山田伸幸副委員長 今一番問題になっているのが、介護職の確保というのが非常に問題になってきているんですね。私もここ何箇月かに1回ぐらいはそういうデイサービスにお伺いする機会があって、一段落した後にお話をするんですけど、やはりどこでも困っておられるのが介護職の確保になっているんですね。今の話からすると、介護職に対して報酬を上げれば、その分が利用者に掛かってくるという説明になりますね。この加算で本当に根本的な問題は解決するのでしょうか。そのように考えておられますか。

河田高齢福祉課課長補佐 やはりどちらの事業所におきましても、介護に関する人材の確保には非常に苦慮されていると認識しています。このたびの処遇改善の特定加算につきましては、厚労省でも勤続10年程度のリーダー格の職員の底上げを図っていきたいということで、全産業の10年程度勤務経験がある方の平均的な年収が440万円だとされております。その中でどうしてもこの介護職の方の賃金というものは見劣りする中で、どうしても全産業の平均までは引き上げたいと算定された額が月額8万円の引上げをすれば、遜色ない賃金になると示されています。なかなかそれだけという要因ではないということも承知はしていますけれども、まずは一つ、賃金面での改善をすることで現状の介護職員の人材不足が少しでも解消できればと考えて、こうした制度ができたと認識をしています。

山田伸幸副委員長 もう一つ問題は、加算を選択したときに、事業所に対してこの加算部分がいって、それがきちんと介護職の報酬として反映されるかどうか。これについては、今までの例からしてきちんと全部報酬の引上げに対して回っているのかどうなのか。その辺の調査はどうされているのでしょうか。

篠原高齢福祉課主査 毎年、処遇改善加算計画を事前に提出してもらって、年度末には実績報告書の提出が必要となっています。要件を満たしていないと判断した事業所については、不正受給部分の返還や加算の取消し等の対応をして、利用者に不利益がないように対応していきます。

山田伸幸副委員長 今、そういう点検をされているということなんですが、ということはそれがきちんと報酬にされていない事業者もあって、そういう話をされたと思うんですけど、実際に問題が起きているんですか。

篠原高齢福祉課主査 実際にそれで取消しになった事業所等はありません。皆さん適切に対応をされています。

水津治委員 今の処遇改善加算のことなんですが、基準年度というのが平成21年か22年で引上げの幅を制限する中で、あんまり介護職員には加算が大きなメリットになっていないというのが現状としてあるんですね。事業所の大きな負担にもなってはいけないというのもあるんで、国のほうがその基準年度の改善をしなければ大きな処遇改善につながらない。これは国の政策なのでしようがないと思うんですが、意見です。

吉永美子委員長 御意見として承ります。ほかにございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）よろしいですか。では、歳入全般いかがですか。

矢田松夫委員 先ほどの一般会計の繰入金について説明があったんですけど、今回一般会計から繰り入れて、また今度は12月で精算すると説明があったんですけど、そんな面倒くさいことするより、この基金というものがあから、そこから流用するというんかね。単純に考えるとそういうことをしたほうがいいんじゃないかと思うんですが。

河田高齢福祉課課長補佐 御指摘のとおり、期間と時間を掛けて、繰入れとか繰出しとか戻すとかの手続があると繁雑だと感じられるということも十分理解しているところですが、このたび精算しますのが平成30年度の給付に係る経費ということで、30年度の出納閉鎖期間が終わってしまっていて、これからその決算の見込みに基づきまして、30年度の収支に基づく繰越金というものが確定します。その確定を9月議会で決算の認定を頂いてからでないといふ繰越金というものが使えるようになりませんので、大変まどろっこしいかと思えますけれども、例年このような形で12月に入ってから補正をさせていただくという流れとなっていますので御理解いただければと思います。

大井淳一郎委員 今、矢田委員が言われたのはこの件も基金を活用できないかということなんですが、それについてお答えください。

河田高齢福祉課課長補佐 失礼しました。基金の活用ですが、基金の使途が給付費そのもの、給付に必要な経費を支出するときということになっていますので、過年度の精算ということになりますと、事務費という考え方になりますので直接に基金の活用ということができないと御理解いただければと思います。

山田伸幸副委員長 先ほどの説明で介護給付費交付金も精算が必要だということで、先ほどシステム改修の説明のときに事務費の交付金について国に問合せ中だとされているんですが、今回国の制度が変わって、国の報酬の引上げのための交付金もあると思うんですけど、満額国が見てくれるわけではないということなんですね。

篠原高齢福祉課主査 制度改正に伴うシステム改修費は国の補助金の交付対象となっていて、2分の1程度が交付されることになっていますが、毎回補助割れを起こしていることから、具体的には金額を計上していません。補助金の交付額が確定するのは例年11月頃になりますので、国からの内示があり次第、12月補正等で対応したいと思えます。

吉永美子委員長 それでは歳入歳出全般で質疑はありませんか。

山田伸幸副委員長 先ほどの加算は消費税の引上げが前提ということによろし

いんですか。

篠原高齢福祉課主査 消費税の引上げに伴う加算の単位数の額の引上げと処遇改善加算の変更に伴うものの二つがあります。

河田高齢福祉課課長補佐 御質問の意図が、消費税が増税されることを前提として、それを財源として処遇改善加算かという御主旨かと思えますけれども、そのように前提になるということで加算をするということが国の方針ということで伺っています。

山田伸幸副委員長 ということは、消費税の引上げが中止となる可能性は残っているんですが、そうなった場合は、これは全部おじゃんということですか。

河田高齢福祉課課長補佐 制度としては実施するということになりますが、財源がどうなるかということは国から示されていませんが、厳しいものになろうかと思えます。

吉永美子委員長 歳入歳出全般よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは質疑を閉じたいと思います。討論ございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）討論なしと認めます。それでは採決に入ります。議案第53号令和元年度山陽小野田市介護保険特別会計補正予算（第1回）について賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

吉永美子委員長 全員賛成、議案第53号は可決すべきものと決しました。それでは一般会計の審査に入りますので暫時休憩をいたします。お疲れ様でした。

午前10時20分 休憩

午前11時35分 再開

2 所管事務調査 令和元年度国保料率について（国保）

(記録については所管事務調査分に記載)

午前 11時56分 休憩

午後 1時 再開

3 所管事務調査 山陽地区保育所建設について(子育て)
(記録については所管事務調査分に記載)

4 閉会中の継続調査事項について
(記録については所管事務調査分に記載)

午後 1時35分 散会

令和元年6月14日

民生福祉常任委員長 吉 永 美 子